

## 国立研究開発法人森林研究・整備機構公益通報処理規程

平成20年6月19日

20 森林総研第393号

最終改正 令和4年3月18日(3 森林機構第1079号)

### (目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「公益保護法」という。）に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）の役職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為ないし不正行為（「国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究分野における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（18 森林総研第1636号）に定める不正行為を除く。）に関する通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）に対処する適正な仕組みを定めることにより、不正行為等の防止並びにその早期発見及び是正を図り、社会的信頼の確保に努め、推進規程で定めるコンプライアンスの実践に資すること等を目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法令違反等 公益保護法に定める法令違反や社会から非難を受けるおそれのある業務上の事実（「国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究分野における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（18 森林総研第1636号）に定める不正行為を除く。）
- 二 役職員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 役職員（役員及び非常勤職員を含む全ての職員）
  - イ 役職員以外で機構が定める規程に基づき受け入れた者
  - ウ 機構で働く派遣職員
  - エ 機構と請負契約その他の契約に基づく事業に従事する労働者若しくは派遣職員
  - オ 退職者等通報等の日前1年以内にア～エまでに掲げる者であった者
  - カ ア～オまでに掲げる者のほか機構の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者
- 三 通報者 第3条第1項により通報した者
- 四 被通報者 通報等に基づく事実関係の対象となった者
- 五 従事者 通報等受付窓口において受け付ける法令違反等の通報等に関して通報対応業務である受付、調査、是正に必要な措置をとる業務をそれぞれ行い、かつ、当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者
- 六 推進規程 国立研究開発法人森林研究・整備機構コンプライアンス推進規程（20 森林総研第391号）
- 七 委員会 法令違反等が発生した組織の推進規程第7条に定めるコンプライアンス推進委員会
- 八 委員長 法令違反等が発生した組織の推進規程第7条に定めるコンプライアンス推進委員会の委員長

九 統括推進責任者 推進規程第6条に規定する統括推進責任者

十 範囲外共有 公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為

(通報等)

第3条 役職員等が不正行為として、法令違反等を発見した場合に、役職員等はこの規程に定めるところにより、通報等を行うことができる。

2 通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的に通報を行ってはならない。

3 通報者、通報者に協力した役職員等及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員等は、この規程による保護の対象となる。

4 法令違反等が、国立研究開発法人森林研究・整備機構職員就業規則（13森林総研第7号）その他に定める守秘義務に関わる場合であっても、この規程に従って行われる通報等を妨げるものではない。

(受付窓口)

第4条 次の受付窓口に、役職員等からの通報等を受け付けるための従事者を置く。

一 森林総合研究所コンプライアンス推進室      コンプライアンス推進室長及び室員

二 森林総合研究所総務部管理課                      管理課長及び課長補佐

三 森林整備センター監査・コンプライアンス室      監査・コンプライアンス室長及び室員

四 森林保険センターリスク管理室                      リスク管理室長及び室員

2 前項ほか、役職員等から機構の業務に関する通報等を受け付けるため、機構に外部窓口を設置することとし、外部窓口は、機構が委託する弁護士とする。

3 前二項のほか、必要が生じた都度、委員長が個別に従事者を定めるものとする。

4 受付窓口は、法令違反等について通報等を受け付ける。ただし、明らかな間違いや個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けない。

5 受付窓口は、無責任な通報等を避けるとともに、事実関係の確認と調査を円滑に行うため、原則として実名による通報等を受け付ける。ただし、事情がある場合には、匿名による通報等も受け付けることができる。

(受付手続)

第5条 役職員等は、前条の受付窓口のいずれかを選択し、通報することができる。

2 受付窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面及び面会とする。

3 受付窓口は、通報等を受けたときは、通報等への対応に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、次に掲げる事項を通報者に確認するものとする。ただし、通報者の同意が得られない場合、その他確認に支障がある場合は、この限りではない。

一 通報者の氏名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス又は住所若しくは居所）

二 被通報者の氏名

三 通報者と被通報者との関係

四 通報等の内容となる事実の概要と関係する法令等

- 五 前号の事実を裏付ける資料、物件等の有無及びその名称等
- 4 受付窓口は、通報を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者に説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報等であるため通報者への説明が困難である場合、その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- 一 通報等に関する秘密は保持されること
  - 二 個人情報保護は保護されること
  - 三 通報受付後の手続の流れに関すること
  - 四 通報したことにより、不利益な取扱いを受けることはないこと
  - 五 不利益な取扱いを受けた際には、受付窓口連絡すること

(調査を行うための従事者)

第6条 通報等に係る法令違反等の調査を行うための従事者を次の各号に定め、委員長がこれを総括する。

- 一 研究所・支所・多摩森林科学園の事案については、森林総合研究所コンプライアンス推進室長及び室員
- 二 林木育種センター・森林バイオ研究センター・育種場の事案については、森林総合研究所総務部管理課長及び課長補佐
- 三 森林整備センターの事案については、監査・コンプライアンス室長及び室員
- 四 森林保険センターの事案については、リスク管理室長及び室員

(通報等に対する措置)

第7条 受付窓口は、通報等を受け付けた場合には、直ちに委員長及び監事に報告しなければならない。ただし、外部窓口が通報を受け付けた場合は、第4条第1項の各号に掲げる当該事案が発生した組織の従事者に報告するものとする。報告を受けた当該従事者は、委員長及び監事に報告しなければならない。組織の長その他幹部に関係する事案についても、これらの者からの独立性を確保するため、同様の取扱いとする。

- 2 委員長は、前項の報告を受けたときは、当該報告に係る通報に関して調査又は是正措置の検討を行う必要性について十分検討し、当該通報を受理するかを判断するものとする。通報を受理しないときは、その旨及び理由を監事に報告するとともに、通報を受け付けた受付窓口へ通知するものとする。
- 3 委員長は、通報を受理するときは、その旨を統括推進責任者及び監事に報告し、速やかに委員会を招集する。委員会は通報等の内容を確認し、調査を行う必要がある場合は、第6条で定める従事者のほか、その内容の調査を行うにふさわしい役職員を決定し、速やかに調査を依頼する。また、委員長は必要に応じて外部の機関や弁護士等に調査を依頼することができる。
- 4 委員長は、前項の委員会の結果を、統括推進責任者及び監事に報告するとともに、通報等を受け付けた受付窓口へ通知するものとする。
- 5 通報等を受け付けた受付窓口は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に、通報等の受理、不受理及び委員会の決定を受けて、調査を行う旨の通知又は正当な理由により調査を行わない旨の通知をしなければならない。

6 調査の依頼を受けた役職員等は、速やかに事実の有無及び内容について調査し、その調査結果を委員長に報告しなければならない。

(利益相反関係の排除)

第8条 次の各号に掲げる者を通報等への調査及び対応業務から除外する。

- 一 法令違反等の発覚や調査の結果により不利益を受けるおそれがある者
  - 二 通報者や被通報者と一定の親族関係がある者
- 2 当初から通報等に係る事案に関係するか判明しない場合には、事案に関係することが判明した段階において、調査及び対応業務から除外する。
- 3 組織の長その他幹部に関係する事案についても、これらの者からの独立性を確保するため、同様の取扱いとする。

(調査への協力等)

第9条 役職員等は、通報等に基づく事実関係の調査に対して積極的に協力し、調査妨害をしてはならず、知り得た事実について真実を述べなければならない。

- 2 被通報者には、公正な聴聞の機会、申告事実への反論及び弁明の機会を保障しなければならない。

(調査後の対応)

第10条 委員長は、通報内容の調査結果の報告を受けた場合には、速やかに委員会を招集し、委員会はその調査結果を確認し、是正に必要な措置（関係者の懲戒処分、刑事告発を含む。）及び再発防止策について検討する。また、必要が生じた都度、委員長が個別に、是正に必要な措置を講じる従事者を定めるものとする。

- 2 前項の調査の結果、事実の認定を受けて処分を検討する場合には、国立研究開発法人森林研究・整備機構における職員の懲戒等に関する規程（17森林総研第1555号。以下「職員の懲戒等に関する規程」という。）に基づき行うものとする。
- 3 委員長は、第1項の検討結果を統括推進責任者及び監事に報告し、統括推進責任者の指示に基づき、是正に必要な措置及び再発防止策を講じなければならない。
- 4 委員長は再発防止策をとった後、法令違反等が再発していないか、再発防止策の措置が十分に機能しているか確認するとともに、新たな再発防止策の措置をとる必要があると認める場合には、その旨を統括推進責任者及び監事に報告するものとする。

(通報の内容が緊急を要する場合の対応)

第11条 委員長は、通報の内容又はその調査結果が緊急を要する場合には、第7条の手続きに係わらず、直ちに違法行為を中止するよう命令する等の必要な措置を講じるとともに、委員会を招集し、その対応について検討しなければならない。

(調査結果等の通知及び役職員への開示)

第12条 委員長は、調査結果と講じた措置について通報のあった受付窓口へ通知しなければならない。

ならない。

- 2 委員長から前項の調査結果等について通知を受けた受付窓口は、通報者に対して調査結果等を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、速やかに通知しなければならない。ただし、匿名による通報等の場合は、この限りではない。
- 3 委員会は、受付窓口寄せられた運用実績の概要（過去一定期間における通報件数、是正の有無、対応の概要等）を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において役職員へ開示するものとする。

#### （不利益禁止）

- 第13条 機構及び役職員は、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響その他、通報者に対して不利益な取扱い（以下「不利益な取扱い」という。）をしてはならない。機構は、不利益な取扱いが行われた場合には、救済・回復の措置をとるとともに、当該行為を行った役職員に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、職員の懲戒等に関する規程に基づき、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。
- 2 受付窓口は、通報者が、第1項に規定する不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、その旨を委員長に報告するものとする。
  - 3 委員長は、前項の報告を受けたときは、これを是正し得る者に通知し、是正を命ずるなど、通報者等の保護に係る必要なフォローアップを行うものとする。
  - 4 委員長は、前項のフォローアップを行ったときは、その内容を統括推進責任者及び監事に報告するものとする。
  - 5 機構は、通報等をした役職員が通報等に基づく当該調査対象に関与していた場合、懲戒処分その他機構が当該役職員に対する処分を行うにあたって通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

#### （情報の記録・保管、秘密保持）

- 第14条 通報等を受け付けた受付窓口は、通報者の氏名、通報等の経緯、内容及び証拠等を記録・保管しなければならない。
- 2 通報等を受けた受付窓口、従事者、調査依頼を受けた役職員等及び委員会に関与する者その他業務上通報等に関する情報を知り得た者は、範囲外共有を禁止し、その情報に関して秘密を保持しなければならない。
  - 3 通報等への対応に関与する役職員及び外部窓口の担当者は、通報等への対応に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、調査、是正措置及び通報者等への結果通知の各段階をいう。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
    - 一 通報等の事案に係る記録・資料（通報等に係る情報を電磁的に管理している場合の電磁的記録を含む。）を閲覧することが可能な者を最小限に限定することとし、その範囲を超えて共有してはならない。

- 二 通報者の特定につながり得る情報については、被通報者及びその関係者に対して開示しないこと（通報等の対応を適切に行う上で、真に必要な最小限の情報を、通報者の書面（電子メールを含む。）によるなどの同意を取得して開示する場合を除く。）。
- 4 役職員は、各受付窓口又は従事者に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならず、また、その開示をするように画策してはならない。
- 5 範囲外共有及び通報者の探索を行った場合、救済・回復の措置をとるとともに、当該行為を行った役職員に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、職員の懲戒等に関する規程に基づき、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

（役職員等以外からの通報に対する対応）

第15条 機構に関わる法令違反等について役職員等以外から通報等を受けた場合には、役職員等から通報があった場合に準じて処理するとともに、当該通報者が不利益を被らないよう適切に対応する。

（公益保護法及び本規程の教育・周知）

第16条 委員長は、機構における通報等への適切な対応を推進するため、役職員等に対して適切な方法により、公益保護法及び本規程に基づく通報等の方法、通報等の取扱い、通報者の保護の仕組み等について教育・周知するものとする。

2 委員長は、前項の事務を委員会事務局に行わせることができる。

3 受付窓口は、通報等の方法、通報等の取扱い、通報者等の保護の仕組みについて役職員等から問合せがあった場合には、教示するものとする。

附則 この規程は、平成20年6月19日から施行する。

附則（平成27年3月31日 26森林総研第1599号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月24日 28森林総研第1681号）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 第5条第2項に定める委員会の招集について、特に速やかな対応が求められる場合において委員長が必要と認めた時は、委員会委員のうち外部有識者委員を除くことができる。ただし、この場合にあつては、事前に当該委員から意見を徴し、事後速やかに当該委員へ審議内容を報告するものとする。

第3条 この規程中における組織の名称は、国立研究開発法人森林研究・整備機構規程等の制定改廃に関する規程第4条第2項の規定を準用する。

附則（平成30年1月26日 29森林機構第102510号）

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附則（平成30年3月30日 29森林機構第123015号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和4年3月18日 3森林機構第1079号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。